

根本校区地域力向上推進会議規約

第1条「名称」

本会議の名称は「根本校区地域力向上推進会議」という。（以下「本会」という）
なお、略称を「ねもと地域力」とする。

第2条「事務局」

本会の事務局を「ふれあいねもと」（根本校区地域福祉協議会）内に置く。

第3条「目的」

本会は根本校区内の「地域力向上」を目的として、校区民の英知を結集し、地域の「安心・安全・融和」を求め、その具体策を模索し、協議し、実現する、ことを目的とする。

第4条「活動」

本会は、前条の目的を達成するために、広く地区民の参加を求め、「1防災」「2地域交流」「3高齢者・障がい者」「4子ども・子育て」「5防犯」「6自然・生活環境」に関する分科会を置き、根本校区内にある各種団体、機関と連携し「地域力向上」のための活動を行う。
なお、必要に応じて新たな「分科会」を置くことができる。

第5条「事業年度・会計報告」

本会の事業年度は、4月1日から3月31日とし、「総会」で予算・決算の承認を得る。

第6条「会員」

本会の会員は、根本校区の住民並びに校区内の各種団体・機関団体に所属する者で、本会の趣旨に賛同するものとする。

会員は第4条に掲げる「分科会」に1つ以上所属する。

第7条「組織」

1 本会に各分科会の課題についての連絡・調整・推進のために「役員会」を置く。

2 「役員会」は、次の者で構成する。

　役員会の開催は、会長が必要と判断した場合に召集する。

　なお、必要に応じて校区内の小学校長、中学校長、市消防団根本分団長、交通安全協会根本分会長、など地域力の向上に関連する団体及び機関の関係者も参加することができる。

　(1) 会長、副会長

　(2) 各分科会代表（グループ長）

　(3) 事務局長、会計、システム管理者（HPとメールの管理）

　(4) 運営委員

- 22区区長、31区区長、明和町第2町内会長
- 根本校区青少年まちづくり市民会議会長
- 根本地域民生児童委員協議会会长

- 3 本会に会長及び副会長各1名を置き、選任は次による。
 - (1) 会長は役員会で選出し、「総会」の承認で決する。
 - (2) 副会長は、ふれあいねもと会長とする。
 - (3) 会長の任期は1年とする。なお再任を認める。
- 4 事務局長、会計担当、監査役、システム管理者は、会長の指名により選任する。
- 5 分科会の代表（グループ代表）は、分科会の会員の互選による。
- 6 「全体会議」は年3回開催し、グループ討議を行い、各分科会の進捗状況並びに、他のグループからの意見聴取を行うなど、会員相互の連絡協調の場とする。
- 7 「総会」は、毎年4月に開催する。

第8条「事業の推進」

本会の事業は、根本校区全体にわたる地域力向上を目指した事業を企画し実行をする。但し、事業の推進に当たっては、第22区、第31区並びに明和町第2町内会の実情を勘案して行うものとする。

第9条「経費負担」

本会を運営するための経費は、補助金、寄付金、等をもって充てる。

- (1) 補助金は、22区、31区並びに明和町第2町内会から受ける。
- (2) 公的補助が得られる事業については、その都度役員会において協議し決定する。
- (3) 区または町内会で対応する事業に要する経費は、区並びに町内会の責任において処理するものとする。

第10条「会員の入退会」

会員の入退会については個人の意思において行うものとする。

但し、役員についてはその限りではない。

第11条「規約改正」

規約の改正については、役員会で発議して、「総会」で承認を得る。

附則 本規約は平成26年4月11日から施行する。

附則 本規約は平成27年4月25日から施行する。

附則 本規約は平成28年4月9日から施行する。